

総社市告示第26号

総社市緊急通報装置事業実施要綱（平成17年総社市告示第27号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条（以下「移動条号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条号を当該移動後条項等とし、移動条号に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条号（以下「削除号」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条号が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、号及び様式の表示並びに削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、号及び様式の表示並びに追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、予算の範囲内において、高齢者及び重度身体障がい者等に対して総社市緊急通報装置（以下「装置」という。）を貸与することにより、急病や災害などの緊急時の迅速かつ適切な対応を図るとともに、孤独感や不安感を解消し、福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(対象者等)</p> <p>第4条 この事業を利用することができる者は、市内に居住する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 満65歳以上の身体に障がいのあるひとり暮らしの者</p> <p>(2) 満75歳以上のひとり暮らしの者</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、予算の範囲内において、<u>ひとり暮らし</u>の高齢者及び重度身体障がい者等に対して総社市緊急通報装置（以下「装置」という。）を貸与することにより、急病や災害などの緊急時の迅速かつ適切な対応を図るとともに、孤独感や不安感を解消し、福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 この事業を利用することができる者は、<u>本市内</u>に居住する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 満65歳以上の身体に障がいのあるひとり暮らし<u>高齢者で環境上等の理由により緊急時における通報手段の確保が困難なもの</u></p> <p>(2) 満75歳以上のひとり暮らし<u>高齢者で環境上等の理由により緊急時に通報手段の確保が困難なもの</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(3) 複数の世帯員で構成された世帯のうち、いずれの世帯員も満85歳以上の世帯に属する者</u></p> <p><u>(4) ひとり暮らしの重度身体障がい者</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>2 貸与する装置は、1世帯当たり1台限りとする。</u></p> <p>(契約の締結)</p> <p>第6条 市長は、前条第2項の規定により利用の決定通知を受けた者（以下「利用者」という。）に対し装置を貸与するため、利用者との間において使用貸借契約を締結するものとする。</p> <p><u>(譲渡等の禁止)</u></p> <p>第7条 <u>利用者は、常に善良なる注意をもって装置を管理するものとし、当該装置を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。</u></p> <p>(使用料及び経費)</p> <p>第8条 <u>装置の使用料及び装置に係る経費は、無料とする。ただし、故意に装置をき損し、又は滅失したときは、利用者の責任において原状に復さなければならない。</u></p> <p>(利用の変更及び辞退)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 利用者又はその親族は、<u>第4条第1項に該当しないこととなったときは、速やかに緊急通報装置事業利用辞退届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>様式第2号（第5条関係）</u> (別紙のとおり)</p> <p><u>様式第3号（第6条関係）</u> 削除</p>	<p><u>(3) ひとり暮らしの重度身体障がい者で環境上等の理由により緊急時に通報手段の確保が困難なもの</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>(契約の締結)</p> <p>第6条 市長は、前条第2項の規定により利用の決定通知を受けた者（以下「利用者」という。）に対し装置を貸与するため、利用者との間において<u>緊急通報装置使用貸借契約書（様式第3号）により、契約を締結するものとする。</u></p> <p><u>(貸与期限)</u></p> <p>第7条 <u>装置の貸与期限は、次の各号のいずれかの事由に該当するまでとする。</u></p> <p><u>(1) 親族等と同居することとなったとき。</u></p> <p><u>(2) 市外等へ転出することとなったとき。</u></p> <p><u>(3) 利用者が死亡したとき。</u></p> <p><u>(4) 利用者が福祉施設へ入所したとき。</u></p> <p><u>(5) その他市長が特に貸与の必要がなくなったと認めたとき。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第8条 装置の使用料は、無料とする。ただし、<u>装置の管理及び保管に要する経費の一部は、利用者の負担とする。</u></p> <p>(利用の変更及び辞退)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 利用者又はその親族は、<u>第7条各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに緊急通報装置事業利用辞退届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>様式第2号（第5条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第3号（第6条関係）</u> 略</p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

様

総社市長 印

緊急通報装置事業利用決定(却下)通知書

年 月 日付で申請のあった緊急通報装置事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

1 利用を決定します。

(1) 設置予定月 年 月

(2) 電話番号

2 利用を却下します。

(却下理由)